

公益財団法人日本卓球協会

役員等選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）定款第19条に定める役員を選出について定める。

第2章 選出方法

(互選による理事候補者の選出)

第2条 理事候補者を互選により選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 加盟都道府県団体が互選により推薦する者 12名以内
- 2) 加盟競技団体が互選により推薦する者 3名以内
- 2 前項第1号の加盟都道府県団体が互選により推薦する場合は、次の各号に定める人数の範囲内とする。
 - 1) 北海道、東北、関東（東京都を除く）、北信越、東海、近畿、中国、四国及び九州の各ブロック（別表に定める地域ブロックをいう。以下同じ。）より各1名、東京都より1名 (10名)
 - 2) 東日本地区（北海道、東北、関東、北信越、東海の各ブロック）及び西日本地区（近畿、中国、四国、九州の各ブロック）よりそれぞれ地区を代表する学識経験者各1名 (2名)
- 3 第1項第2号の加盟競技団体が互選により推薦する場合、日本学生卓球連盟、全国高等学校体育連盟卓球専門部及び日本卓球リーグ実業団連盟より各1名とする。 (3名)

(会長及び理事会による理事候補者の選出)

第3条 理事候補者を会長及び理事会が選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 理事会が推薦する学識経験者 2名以内
- 2) 会長が推薦する者 6名以内

(監事候補者の選出)

第4条 監事候補者は、東日本地区・西日本地区より各1名、関東ブロックより1名をそれぞれの地区・ブロックから互選により推薦する。なお、改選にあたっては1名を留任とすることが望ましい。

第3章 参事

(参事)

第5条 本会役員に準ずる役職として「参事」を置く。

- 2 「参事」は豊富な専門知識で理事会を補佐するものとして、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

- 3 「参事」は若干名とし、その任期・処遇は理事に準ずるものとする。

第4章 特別顧問

(特別顧問)

第6条 本会役員に準ずる役職として「特別顧問」を置くことができる。

- 2 「特別顧問」は理事会を補佐するものとして、理事会の推挙により、会長が委嘱する。
- 3 「特別顧問」は一名とし、その任期・処遇は理事に準ずるものとする。

第5章 定年制

(定年制)

第7条 役員（理事及び監事）、参事、専門委員に定年制を適用する。

- 2 定年は、改選年度の4月1日現在において満70歳未満とする。但し、理事は改選年度の4月1日現在において満75歳未満とする。

第6章 補則

(規程の変更)

第8条 この規程は理事会の決議によって変更することができる。

附 則 この規程は、平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は、平成25年3月9日一部改訂、平成25年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年3月10日一部改訂、2020年1月1日より施行する。

別表 地域ブロック

地区	地域ブロック	都道府県
東日本	北海道ブロック	北海道
	東北ブロック	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東ブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
	北信越ブロック	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海ブロック	静岡、愛知、三重、岐阜
西日本	近畿ブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
	中国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国ブロック	香川、徳島、愛媛、高知
	九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄